

会議録

会議の名称	令和6年度第1回朝霞市いじめ問題対策連絡協議会	
開催日時	令和6年10月16日(水) 午前10時から午前11時10分まで	
開催場所	朝霞市役所別館 2階 第一委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>委員7名                  神田直人 朝霞市副市長[会長]                  原口憲充 朝霞市小・中学校長会代表[副会長]                  相澤昌彦 朝霞市小・中学校教頭会代表                  井上俊輝 朝霞警察署生活安全課生活安全・サイバー捜査係長                  杉山公子 所沢児童相談所虐待・相談指導担当部長                  吉山隼人 朝霞市PTA 連合代表                  奥村晴代 人権擁護委員代表</p> <p>事務局4名                  高橋賢一郎 こども未来課長                  横瀬修克 教育指導課長                  遊馬嘉和 教育指導課指導主事                  深谷俊輔 教育指導課指導主事                  欠席者なし</p>	
議題	(1) 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨について (2) 朝霞市いじめ防止基本方針について (3) 朝霞市のいじめの現状について (4) 朝霞市いじめ防止月間の取組について	
会議資料	次第 令和6年度第1回朝霞市いじめ問題対策連絡協議会 資料1 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨について 資料2 朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針 別紙有 資料3 朝霞市のいじめの現状について 資料4 朝霞市いじめ防止月間の取組について	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法	担当課長による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	特記事項なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（事務局・遊馬）

会に入ります前に、今回の公開につきまして確認をお願いいたします。朝霞市の会議公開指針に基づき、原則会議は公開となりますが、個人情報に係るような案件を取り扱う場合と会議の内容により一部または全部を非公開とするようなことがございます。その場合には委員の皆様にお諮りして非公開にするという手続きをとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（事務局・遊馬）

では、傍聴者の確認をお願いいたします。

（事務局・深谷）

傍聴者の確認をいたします。傍聴者はありません。進行をお願いいたします。

（事務局・遊馬）

それではただいまより令和6年度第1回朝霞市いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

まず初めに、委員の任期でございますか。昨年度が委員の改選の年でございます。令和5年10月1日より令和7年9月30日までの2年間委嘱させていただいております。前任の方から引き継いだ方は残りの期間となりますので、よろしくお願いいたします。では第1回目の会議でございますので、皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。座席の順で副市長よりお願いいたします。

～自己紹介～

（事務局・遊馬）

それでは会長よりご挨拶をいただきます。神田会長よろしくお願いいたします。

（神田副市長）

はい。おはようございます。今回の会長ということであて職で承っております。どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、皆様のご活躍を期待するところでございますが、まずもってご多用の中、朝霞市のいじめ問題の対策連絡協議会という形でご参集いただきました。誠にありがとうございます。

この協議会、いじめ防止対策推進法という法律に基づいた組織でございます。朝霞の子供たちが、笑顔で過ごすことができるよう、関係機関団体の皆様も連携して、いつでもすぐに協力し合える体制作りという観点からこの会議が設けられております。この協議会の果たす役割は、非常に大きいものと考えております。

現在、学校現場において、聞くところによりますと、仲間外しであったり悪口であったり、場合によっては、じゃれ合いから始まるかという言葉を使いますけれども、暴力ということも聞きます。

また昨今のSNSだとか、スマホを絡めたいろんな中でいじめであったり、仲間外れにしたり、そういった事案が多く発生していると思われまして、私も耳にしているところでございます。そのような多様な対応ということで、学校の皆さんはご苦労されてる感じております。

そうした中で、いじめ防止対策の推進法がありまして、自治体の責務という形で示されております。それを実行していくためにもですね、施策の策定とそれに対する実施の責務という意味で市の役割が大きく、整理されております。

いじめの観点からは、学校現場の先生だけにお任せして解決するような問題ではないと思っております。皆様と連携を図りながら、市としても全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

結びに本日の皆様のご健勝とご活躍、そしてこの会議が子供たちの明るい未来に繋がる有意義なものになりますよう申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局・遊馬)

ありがとうございました。それでは、これより議題に入らせていただきます。条例第7条にしたがいまして、議事の進行を神田会長をお願いいたします。

(神田副市長)

はい。それではしばらくの間、会長として議事を進めてまいります。ご協力をよろしくお願いいたします。

本日、次第にありますように、4つの議題を用意してございます。順に進めてまいります初めに(1)の朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨ということで、事務局からの説明をお願いします。

(事務局・遊馬)

はい。それではお配りしている資料を1枚めくっていただきまして、資料1をご覧ください。朝霞市いじめ問題対策連絡協議会は、平成25年に公布されました国のいじめ防止対策推進法第14条の規定により、平成27年度に設置されたものでございます。

朝霞市いじめ問題対策連絡協議会は、第3条にございます通り、いじめの防止等のために必要な事項について協議を行っていただきます。この後の議題、(2)から(4)について、本市で行っておりますいじめ防止の取組への皆様のご意見を頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(神田副市長)

はい。今説明がありましたように、法律から始まっております条例に基づいて、根拠の理解という形で、設定させていただいております。所掌事務第3条にありますように、いじめ防止の基本方針に関することであつたり、また実際の事案に対して必要に応じて連絡調整という形も含めて役割がございまして。

この会議が頻繁に開かれることを望むわけではないんですけども、何かの節には皆様のお力添えを賜るといふ会議体でございまして。何かご質問あれば承りますが、よろしゅうございますか。

先に行きましょう。それでは、議題として(2)があります。先ほどのいじめ防止基本方針という形でございますので説明をお願いします。

(事務局・遊馬)

はい。先ほどの第3条のところにあります、いじめ防止基本方針に関することというところに関連してですが、資料2をご覧ください。3ページ以降の資料になっております。

国のいじめ防止対策推進法、県の埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針を受けまして、朝霞市では朝霞市いじめ防止基本方針を制定しております。

この基本方針をもとに、各学校では学校いじめ防止基本方針を策定しております。朝霞市いじめ防止基本方針は、平成29年に制定し、令和2年度、令和5年度に改定して運用しております。ここまで運用している中での変更点を申し上げます。

改定の主なポイントとしましては、方針の4ページ「(3) 保護者・家庭として」のウの箇所を「連絡する」から「解決・解消に向けて協力する。」という文言に修正しました。こちらは、いじめ問題は、学校だけで解決する問題ではないことであるから、やはり地域保護者、家庭の力を巻き込んでいく必要があるだろうということで、追記しております。

つづきまして、方針の5ページ「(5) 地域として」のイを新たに追記しました。こちらは学校運営協議会がいわゆるコミュニティスクールが全校に設置されたことを受けてのものです。つづきまして、方針の6ページの4朝霞市の取組の(2)に「生徒指導提要」が改訂されましたことを受けて、追記しました。つづきまして、7ページ(11)に具体例である「ネット利用ルール作り活動」という具体的な内容を追記しました。こちらは全校で実施しております。(12)に「等」を追記しました。こちらは令和4年度より中学校5校の生徒会本部役員をオンラインでつなぎ各校の課題を共有し意見を交換するという会議を実施していることから追記いたしました。

ここまでが令和5年度までにお諮りし、変更した点でございます。

ここからは今年度、皆様にお諮りしたいこととさせていただきます。別添の提案資料をご覧ください。

第3章の3の(3)のア～オに加え、昨今のいじめの対応の現状と校務支援システムの導入等を踏まえ、力を新しく追加したいと考えております。カの内容としましては、いじめやいじめの芽について記録し、共有・保管する。その際、「いつ・誰が・どこで・何を・なぜ・どのように」などの観点に留意して事実を明確に記載する。また、校務支援システム等を活用し、次年度に確実に引き継ぐというものです。この場で追記の可否についてご協議いただきたく存じます。

私からの説明は以上でございます。

(神田副市長)

前段は昨年からの加筆修正した部分ですね。さらには新たにこれからの加筆をするための提案という形でお話がありました。

後で皆さんから意見いただきますが、もう少しこの3章の今回加筆するカの部分での提案するに至る背景を少し触れてもらった方がわかるのではないかと思いますので、ちょっと加えてもらえますか。

(事務局・遊馬)

はい。このカを新たに追加するにあたっては、やはり後半に記してある校務支援システムが一つ大きなものとしてあります。校務支援システムを使うことで、今までその年度またいだ生徒指導の情報というのが紙ベースで年度ベースで残っていたものを、個人ベースで記録を引き継げるようになります。これを活用することで、引継ぎが今までよりしやすくなるということを踏まえて、ここにまず書いておくことと、あとはやはりそのいじめの記録というものが、本市で扱っている案件で、不十分であることが散見されましたので、いじめの記録、指導の記録をきちんと共有して保管するというをここに追記しています。そのため提案させていただいております。

(神田副市長)

補足がありまして、今の提案とそれから前段で説明があった去年から改訂も含めてですね、方針に対してご意見があれば、いただきたいんですが、いかがですか。

(原口委員)

すいません失礼します。この校務支援システムについてですが、校内でいろんなデータを電子で保管していこうというようなそういうシステムで、これ今現状としてはクラウドに上げている形で、このデータは漏れるということはまずないということによろしいですね。そのようなシステムです。

ただちょっと現場としてお伺いしたいのは、これを追記していくにあたって、項目立てが必要なのかなと思います。どの学校でもきちんと設定して、記録していただきたいなど。それと、これの保存年限ですが、卒業して何年かなど、何か考えがあったら教えてください。

(事務局・遊馬)

はい。項目立てについては書いてある通りなんですけれども、この点に留意しながら記録していったほしいというのがまず一つ。あとは実際の運用している画面等をよく見ながら、どういう形でやるのがより良いのかっていうのは、今後ちょっと検討が必要かなと思っております。

保存年限は、この児童生徒の記録が義務教育を通じて、残っていきます。その指導要録と同じレベルがいいと思っています。指導は5年、学籍が20年ですけどこちらは指導の記録として。確定ではないですが、今ご意見いただいたことに対しての今できる回答です。

(神田副市長)

今後、制度として整理はするけども、今の考え方として、5年というのが想定されると。そういうことでいいですか。

(事務局・遊馬)

はい。

(神田副市長)

今やりとりしてるのは、先ほど背景の説明があつて、さらに私から言わせてもらえば、子供さんのいじめだとか何かトラブルが、一度治まっても、また数年経って再燃したり、それから、クラス替えしたはいいけども、それが引き続きずっと繰り返されているのに、担任の先生がその情報を持っていないまま、新しい先生のところに行ってしまうということがあると。それをなくすことができると考えている、そういう方向にしたい、という意図で理解してるのですが、そういう考えでよいですか。

(事務局・遊馬)

はい。

(神田副市長)

他に何か皆さんから意見がありましたら。はい。どうぞ。

(杉山委員)

この校務支援システムというのは個人ごとのデータ管理というイメージなんですか。生徒個人Aさんについてのいろいろなデータが入っていて、そこにAさんがいじめにあったってことであれば、Aさんに関していじめの情報がそのAさんのデータに入っていくってことですか。例えばいじめっていう検索をかけると、Aさんっていうのがヒットしたりするってというようなものにする予定なんですか。

(事務局・遊馬)

はい。この校務支援システム自体がまだ9月に導入されたものでして、実際のこの運用の詳細なところについては、手探り状態であるのが事実なのですが、個の児童生徒一人一人に記録を残していけるという特性がありますので、そこに「生徒指導に関することをきちんと入力していく。」ということを方針に記載することで、先生がたの意識の中にも持ってもらいたいと思っております。

(杉山委員)

ありがとうございます。

(神田副市長)

手探りっていうのが素直な表現なんでしょうね。今まで、その継承がうまくいかないんじゃないのという課題に対する一つの解決策ということ。とりあえずまだ制度設計の途中ですけども、活用できるシステムを使いたいという考えですよ。

奥村さんの人権の立場からどんどん新しい意見をどうぞ。

(奥村委員)

私は民生児童委員というのを20年以上やってまして、各学校でそういう案件を直接、接したりしていたんですけど、結局、親の都合で転校していくケース結構多いですね。そ

の場合の行った先の継続ってというのはあるんですか。

(事務局・遊馬)

市内の移動であれば、その情報は引き継がれます。ただ市外に出てしまうと、それはもう紙ベースで出力されたものになりますし、それは従来の指導要録っていうのになるので、その詳細な生徒指導の記録というのは、やはり口頭ベースでの学校間のやりとりになります。

(奥村委員)

それがもし、小学校1年のときの記録が、中学校にあがるときに転出になったとしたら、それもということですか。

(事務局・遊馬)

指導要録というものは、紙ベースになって送られますけれども、生徒指導の記録は、おそらく年度の近いものから、重要度の高いものから抜粋して伝えていくようになると思います。多い場合だったら、伝えきれないぐらいありますので。

(奥村委員)

わかりました。ありがとうございます。

(神田副市長)

少し心配なのは、今回の改正の趣旨はすごく大事なことなので、ぜひともやってもらいたいと思っている範疇ではあるものの、一方ではまだシステム上の情報量の制約の問題であったり、それから何をどうやっていくかという意味では学校の教諭の事務量からすると、毎日一字一句そこに漏らさず書くというのは、現実的ではないわけで、その度合いというのはまだ幅があるなと思うんですね。

資料もいろんな生活保護であったり、子供のケア、高橋課長の方がやってるようなものも、記録ベースでは書き取ってずっとあるわけで、紙ベースで書き込むことなかなかなり詳しく残してありますけれども、それがデジタルベースであることと、それからその作業だけを専門でやるわけではないので、その限界を理解した上で、まずはこういう方針に位置づけてやってみるといところで、理解したいとは思いますが。

私はそのように理解しておりますから、この委員さんの中からもこの辺の期待値ということが共有されるかっていうのは大事なことなので、ご発言あればいただきたいんです。

(吉山委員)

この校務支援システムっていうの誰が見ることができるんですか。

(事務局・遊馬)

はい。まず学校内の情報は学校内に限られておりますのと、あと教育委員会からも管理権限のあるアカウントからは全校確認することができます。

(吉山委員)

6小でも、低学年になるほど結構いじめっていうのが増えてきていて、先ほど5年という保管期間だと思うんですけども、例えば1年生でいじめがあった記録が6年生で記録がなくなってしまうとなると少しその辺も考慮してあげた方がいいのかなと思うのと、1年生で誰々にいじめがあったというのが、できれば進級した中学校まで引き継がれるようなものであれば、膨大な量で大変になるかとは思いますが、そういった配慮もあった方がシステムの意味あるのかなと思いました。意見です。

(事務局・遊馬)

はい。

卒業後5年というのが指導要録の保存年限でして、1年生のものが5年後に消えるというより、1年生の子が6年生になって卒業して5年ということです。

(吉山委員)

失礼いたしました。

(事務局・遊馬)

ありがとうございます。

(神田副市長)

大事なことですし、意見で「ちゃんと確保されていくことが大事」という、主旨の質問なんで。はい。他に何かありますか。

(原口委員)

はい。追跡はすごく大事なんですけども、変容部分はやはり載せていく形ですか。

(神田副市長)

変容というのは。

(原口委員)

例えばこの子はいろいろなことがあっていじめをやっていた。その原因が取り除かれることによっていじめをしなくなってきた。今現在としてはその子は普通に生活ができるようになった。成長段階を重ねて、発達してきて大人になってきたので、悪いことをしなくなったとか、そういうのはやはり追記していく形が望ましいですか。

(横瀬課長)

はい。項目立てというところがお話先ほどありましたけれども、1人のお子さんについて、例えば保健関係、あるいは健康面、体力面、あるいは教育相談、生徒指導と、子供たちの普段の中での係活動っていうのも入れるような項目立てが必要だと思われま。当然その生徒指導の中で書いている課題ばかりではなくて子供が普段頑張っているような、その成長が記録できるような項目立てが必要であろうという認識をもっています。

(原口委員)

ありがとうございます。

(神田副市長)

それも含めて、制度設計の中に考え方を反映してもらうように整理してもらうという考えでいいですかね。他の委員さんもいいですか。

全体を通してでも結構ですので、意見いただければと思っているんですけども、私から1点いいですか。昨年の加筆の中で、コミュニティスクールについて資料10ページに入れましたよね。これはやはり学校そのものが地域の力を入れながら運営していくという趣旨を受け取って、子供の見守りにも、ぜひともという観点ですけども、私の立場で言うのもなんですが、この委員さんの構成の中にも、ご検討いただいた方がいいなという思いがありまして、せっかくの期待する部分こういうオフィシャルなところでも発言いただくような関係性を作れたらいいなと思うので、これは私の意見として申し上げましたが。委員構成のことで、市長が任命すべきことなので、私がこの場でいうというのは、形としてはおかしいんですが、ぜひここは事務方として検討しておいてほしいと思います。

他に意見ありますか。よろしいですか。

それではここでいただいた方針の修正についての扱いということで事務局から説明してもらえますか。

この方針はここで決定して即反映ということではないので、そこの流れだけ皆さんに確認をお願いします。

(横瀬課長)

それでは今協議会でお諮りいただきましたので、この方向性でこのあと教育委員会の方が事務局となりまして、いじめ防止基本方針を市長決裁という形で、進めてまいりたいと思います。それをもちまして改定し、教育委員会の定例会で報告をさせていただきます。それから学校にも方針を伝えるというような方向性で考えております。

(神田副市長)

はい。そういう基本的な作業が先にありますことをご理解いただきながら、次に行きたいと思います。それでは、(3)ということで、いじめの現状についてということを議題にしたいと思います。

(事務局・深谷)

それでは、資料3をご覧ください。令和5年度のいじめの認知件数は、小学校102件、中学校36件の合計138件でございました。令和4年度と比較して、28件の増加でしたが、これは各学校において、小さなトラブルについても積極的にいじめとして認知し、早期対応、丁寧な見届けを行っている結果と捉えております。

全体的な傾向といたしましては、どの月も発生しうるものではありませんが、あえて申し上げるならば2学期に認知が増加する傾向にあります。これは各種行事や、中学校の部活などで、人間関係が複雑化することが要因と考えられます。また、学年別に見ますと、小学校2年生から中学校2年生まで二桁の発生件数となっております。学年、男女問わず、いつ・どの学年でもいじめが起こりうる状況でございます。いじめは誰にでも起こりうるからこそ、見逃しを0にし、100%の解消を目指していくことが大切だと捉えております。

なお、朝霞市においては、各学校で発生したいじめについて月ごとにとりまとめ、内容を確認し、氏名等はふせつつも、教育委員会定例会や校長会議で報告しております。月ごとに報告を学校に求めることで、発生した事案について経過を確認することができ、必要に応じて教育委員会より指導・助言を行っております。

表の項目の解消件数が、数字上少ないのは、いじめを認知し、問題が解決してから3か月間の見届けを行った後、問題がないと判断された場合に解消とするので、解決から解消までに時間差があるためでございます。対応がされていないということではございません。

次のページをご覧ください。令和6年度、4月から7月までのいじめの認知件数でございます。昨年度同時期に比べれば、小学校で減少、中学校は増加しております。今後も、引き続き、早期発見、早期対応、丁寧な見届けを徹底してまいります。

また、本市で重大事態として取り扱ったものは現時点までで2件でございます。詳細は申し上げますが、本市のいじめ問題専門委員会で調査を実施しております。うち1件は、つい先日、令和6年10月に市と被害家庭の間で調停が成立いたしました。もう1件は現在も対応中でございます。以上でございます。

(神田副市長)

はい。現状をわかりやすく、数値化したものでの説明だったのですが。まずは委員の皆さんから質問があればお願いします。

(神田副市長)

質問のしようがないかも知れないですね。それでは私からすいません。前回は申し上げたと思うんですがこれはこれでね、数値化したりクロス集計をかけながら総論の切り口としてはわかります。しかし、やはり数値化することによって人間は満足して、事象を整理した気持ちになりますけども、それぞれの事案をここでつまびらかにするっていうことはあり得ないんですが、その傾向をどう読むのか、その現象としてどんな動きが出てきているのか、地域性があるのか、そういった考察も加えないとですね、これは報告としてもまだまだ我々に伝わらない。ましてここは事案が起きたときにご協力を得る方々の会議ですので、できたらそういうところの解説も、加えられる範囲で補足してもらえるといいんですが、いかがですか。お願いします。

(事務局・遊馬)

はい。資料はいじめの数値のみなんですけれども、主ないじめの態様としましては、ど

んないじめがあったかということは、やはり小学校中学校ともに一番多いのが、冷やか  
し、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、これが小中学校ともに多くなっ  
ています。

続けて多いのが、小学校では軽くぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれたり蹴られ  
たりする。中学校では、ほとんど先ほど言ったもの以外は横並びなんですけれども、仲間  
外れ、無視というところですか。小学校はそれに続いてさらに仲間外れが加わっている。

ちょっとわかりにくくなってしまいました。小学校だと、冷やかし、からかいが1番で  
叩かれたり蹴られたりが2番で、仲間外れが3番目。中学校は冷やかし、からかいが1番  
で、仲間はずれと金品をたかられるっていうのが同数で、2番になっています。ただ1番  
の、冷やかしやからかいに比べるとかなり数値には開きがあります。

具体的にどういうところに相談してるかっていうところもあるんですけども、やっ  
ぱり学級担任に相談するということが一番多くなっています。保護者家族に相談するっ  
ていうのも、ついで多くなっています。学級担任に相談しているのが保護者を経由して  
担任に相談しているケースもあるのでおそらくほぼ同数だと考えています。これは小中  
学校同様の傾向です。

やはりこれらの事を踏まえて、本当に冷やかしやからかいっていう、日常のちょっと  
したトラブルの延長から起こっていくので、やはりそこに対して先生がきちんとアンテ  
ナを高くして、いじめ防止の指導をしていくっていうことが重要なことというふうに考  
えています。

(神田副市長)

今の説明のような、学校側から見た考察を経て、皆さんからもご意見があれば、ぜひと  
もいただいております。

(相澤委員)

今のいじめの具体的な内容っていうのは、遊馬指導主事から話があったかと思いま  
す。私も現場にいるもの実感として、昨年度、28件増加というようなお話もありまし  
たけれども、学校現場として、今までであれば些細なことで、報告しなくてもいいの  
ではないかというような内容でも、とにかくどんな小さなトラブルでも報告に上げると、  
そういう意識は現場の方はかなり高まっていると思います。

例えば我々が子供のころはいじめというと、やっぱり集団でリンチみたいなイメージ  
があったと思うんです。本校でも何件か挙げましたけれども、今はそういった集団で  
いじめるといふようなところは学校現場であまり見られないです。むしろ1対1、昔で  
言えば喧嘩というような、そういったものも、それは全て報告という形で上げていま  
すので、件数が多くなっているのは、そのためです。また内容につきましては遊馬指  
導主事からお話がありましたけど、私も管理職として、そういった内容というのは全  
て把握しています。というのは、報告をしたときに、担当の遊馬指導主事から、本  
当に細かく聞き取りがあるんですね。これはどういう件であるか、本当にすごい細  
かい聞き取りがありまして、大変ではあるんですけども、それくらい教育委員  
会には意識高くやっていただいているかなと思いますので、漏れているいじめとい  
うのはあまりないのではないかと現場としては感じています。

(神田副市長)

保護者の立場からすると、いろいろ耳にすることがあるかという思いはありますが  
いかがですか。

(吉山委員)

はい。実際私の息子もちょっといじめにあつて中学校に登校拒否にはなつてしま  
ったんですけども、その保護者、私のところまで声が入ってくるまでがやっぱり  
すごく遅すぎて、もうちょっと対応できないような状態になっていることがあり  
ました。

なので、学校側で解決するのが一番いいのかもしれないんですけども、なるべく小さな事でも、どんどん保護者に共有していくというのが、このいじめの芽を潰すという部分で大事なのかなと、保護者として思います。以上です。

(神田副市長)

小さなことを学校はよく把握してますよと相澤委員がおっしゃるように、やっていた部分はもちろん、数にも出てますし、わかったとしてもさらにご家庭の方から見た場合には、そのタイムラグがあったり、細かい「そんなことも」っていうところから、知る機会があった方が対応の幅が出てきますよねと。そういうことですね。

(吉山委員)

はい。

(相澤委員)

付け加えてもいいですか。僕も言い方が不十分だったかなと思いますが、学校の方が全て把握しているかということ、それはもう絶対そういうことはないです。以前の改定で「保護者、家庭も連携して」や「学校運営協議会」というのも入ったのはまさにそういうところだと思います。学校は学校で起きたことに関しては、すぐ把握するように必死で努力はしていますけれども、やっぱり見切れないところも当然あって、ご家庭から連絡いただいて気づくこともありますので、特に今インターネットとかSNS、そういったところのいじめというのは本当に把握しにくくなってますから、学校だけで把握してるから解決全部できるんだよというつもりではなくて、協力して取り組んでいくことが大事かなということなんです。

(神田副市長)

だから学校側による動向監視ももちろんですけども、それだけでの話ではもちろんないので、家庭からの見聞きしたことも含めて、やはり双方が共有しなくちゃいけない、ということは皆さんは思ってることだと思うんですね。

特に、SNSがらみの話なんかは、表面化しないことは多いでしょうから、物理的な、叩いたや殴り合いをしたとかいう話の暴力ぎたの問題より、人権という観点からは陰湿化されたケースがあるんだな、ということを感じますけど。

(高橋課長)

よろしいでしょうか。こども未来課ということで、学校以外で子供を守る立場にある部署なんですけれども、その中で私ども、児童虐待の対応もしている課なのですが、児童虐待について申しますと、昨年度児童虐待の通告受理件数、朝霞市におきましては314件ございまして、これはあの例年と比較して、高止まりの状況でございます。そのうち、夫婦げんかを目撃するですとか、夫婦間のDV目撃なども、心理的な虐待が196件ということで、全体の62.4%ということで、圧倒的に占めている状況です。

主な虐待者っていうのは、やっぱり実父であるとか、実母がほとんどでありまして、こういう状況を鑑みますと、家庭内で健全な環境が構築されていないような現状なども見受けられるのかなと思っております。こうした家庭の状況等もありまして、子供たちの心も傷ついておりまして、もしかすると学校生活における、友人とのトラブルなんかに繋がりやすい状況が発生している可能性も考えているところです。こども家庭庁という省庁が創設されまして、子供の学校以外の第三の居場所を作ろうということですね、市も少しずつ取り組んでいる中で、朝霞市の特徴といたしまして、朝霞市には児童館が6つ、地域に点在をしております。児童館職員に、ただ単に貸すだけではなくて、子供さんの日々の状況ですとか、何か表情のさえないお子さんがあった場合は積極的に声かけをするような、そういう福祉的な要素も持っていきべきではないかということで児童館の方と常々話しているところです。

特徴的なことといたしましては、子供たちが声を発する、相談するっていう部分にお

きまして、やはり初めて会った人にはなかなか相談できず、関係性ができた後に「実は・・・」ということで報告があるような場面が、そんなに多くはないんですけども、実際に児童館職員からですね、こども未来課に報告をいただく場合もございます。

また、いじめということに少し関連するんですけども、なかなか学校にですね、通えないようなお子さんもいらっしゃる現状もあるのかと思っております。そのときに、その市内の児童館が居場所の一つとして、使ってくださいということで打ち出しているところございまして、各児童館の小学生がですね、保護者と来てここで勉強させていただきという場合もございます。

また、朝霞駅前にほんちょう児童館という児童館がありまして、ここは市内で初めて夜8時までの時間帯で中高生に特化した専用の部屋を設けた児童館ということで運営しておりますが、そちらの方にも、本当に学校に通えなくなってしまった中高生などが本当にたくさん来館されて、本当に館長等も対応にそれぞれ苦慮しながら今対応しているところでございます。いずれにいたしましても、このいじめの問題っていうのは全て学校現場で掌握して学校現場で解決していけば全部収まるというものでもないと考えております。その学校以外の場で、どうやってキャッチをしてあげる、相談しやすい環境を作り上げるといことは、当課としても、今後もう少し教育委員会と連携を図りながら、方策を考えていかなければいけないと考えているところです。加えて、青少年健全育成という部分を当課でやっているんですけども、ややもすると少子化ですとか、地域コミュニティの希薄化ということで、この青少年健全育成の心がですね、失われつつあるような世の中になっているのかなっていう気もしないでもないんですが、やはりそういった中でも、朝霞市は本当に、これまで23年間積み上げてきましたふれあい推進事業というものがあって、地域と協力が図りやすい現状もあります。朝霞市青少年育成市民会議という団体がございますので、そちらと手を取りながら、やはり家庭でもお子さんを見ていただくですとか、そういったところを植え付けていけるような周知啓発を進めていければと考えているところです。長くなりました。申し訳ございません。

(神田副市長)

子供の学校に限った話じゃないと私も挨拶で申し上げたところで、それを受けて今高橋課長が言うように、家庭の面であったり、それ以外の視点でのケアも、それに結びついていないんじゃないかと、市もそこに対する施策を打ちますというようなお話というふうに理解しました。

このいじめ問題対策連絡協議会の所掌事務の中では、確かに学校ということではなくて、市内のいじめ問題ということでの捉え方になっておりますので、もちろんここにいらっしゃる学校関係者の方々の努力というのは非常に大事な事ですけども、さらには今高橋課長からあったように家庭での在りようもしっかり目を向ける段階に来ているのではないかとということで皆さんに意見をいただいたり、情報の共有のきっかけにしたいと思っております。

そういった意味では、杉山委員はそれを専門に扱っているところで、杉山委員のところに上がるような案件は非常に大変な部分だと思うんですけども、家庭といじめとのありようについてお考えがあればご披露いただければと。

(杉山委員)

児童相談所も、児童相談所に対応した件数について、システムで管理しているところです。いじめというものについて、相談の中でいじめというワードがあったらチェックするようになっていきます。データとして令和3年度から見えてきたんですが、所沢児相でいじめっていうことで認識してる件数は令和3年が0件、4年5年が1件ということでした。そういう意味では、いじめに関して児童相談所に相談しようとは多分皆さん地域の方々は思っていないんだろうなとは思っています。

ただ、そのお話を聞いていく中でももしかしたら、聞き方によってははじめもあるんですっていう話もあるのかもしれないんですが統計上は先ほどお伝えしたデータですし、朝霞市のお子さんではなく、他の市の方でした。

(神田副市長)

荒れた家庭という言葉が不適切かも知れないけども、そういう背景を持つご家庭の指導・ケアもされる立場から、それに子供さんがいじめに走ってしまうようなところの感覚っていうのはおありですか。そこまではないですかね。家庭が荒んでいるのでということはないですかね。私はかなり断片的に言ってしまったなと思っています。

(杉山委員)

何と言いましょか。児童相談所が対応するお子さんの中で、例えば学校の情報まで確認する必要があるもの、学校から情報を得て対応するっていうような例は、件数としてはすごく多いです。

それこそ虐待に関するものに関しては、学校さんから学校でのお子さんの様子を、保護者のご様子を伺った上で、それらも含めて総合的に対応を検討するので、お伺いするところではあるのですが、やはり児童相談所の視点として家庭内の問題に視点をおくので学校さんから情報は得ますが、そこでそのお友達とトラブルが多いんですよっていうお話があったとしてもそこにはなかなかこう焦点を当ててっていうことは、対応としてやらないです。虐待についての対応をした後に、家族の中からお子さんの問題、あとは学校との関係についてご相談があるっていうことであれば対応するんですけども、相談所っていう名前がついていて以前は本当に相談所だったと思うんですけど、今は虐待に特化しているのかなっていうのがあります。

(神田副市長)

家庭内の、まずもって当人の切り分けをしたり保護したり、そっちの方に力点が移ってるので。

(杉山委員)

そうですね。児童相談所以外の専門の相談機関が増えているので、そちらに相談した方が、より相談者はアドバイスを受けられるっていう意味でも学校のこと、いじめのこと、不登校のことについて児童相談所に相談しようっていう件数は、減ってきてるのではないかなって思っています。

(神田副市長)

はい。非常に現実的に対応されてる中で、家庭というところでのことを杉山さんのお話の中から感じましたけども、そういう意味では、目線が違う人のご意見というのは非常にやはり大事ななと感じますね。

井上委員は警察の方で、いじめの段階のものがそちらのテーマになってしまうのは非常に良いことではないのですが、警察の立場として、小さいものがどんどんどんどん大きくなって犯罪まで至ってしまうというような感覚からすると、子供の現場の、学校現場でのいじめとの関係性でですね、何か気になるような部分ありますか。

(井上委員)

やはりSNSがらみの相談は受けることは、家族からもあります。身体的に暴力を加えたっていうのは、把握はなくてはならないんですけども、そんなに件数は多くないと認識しています。

(神田副市長)

直接に、警察の方に手を貸してもらってっていうのはもう度が過ぎたときの話になってしまうので、その前の初動として、先ほどから議論しているように、小さな芽からやはり摘んでいこうねっていうような学校現場、保護者の皆さんの思いですから、それをやった上で、警察の方に直接力を発揮いただくケースをなくすようにしなくちゃいけないと

いうことですよね。

他に何かありますか。せっかくの機会ですので情報共有しながら、皆さんの意識を高めたいというのは大きいので。

とりあえずまた最後にまとめますけども、先に進みましょう。議題として用意されておりますいじめ防止月間の取組ということで学校現場における動向について説明をお願いしたいと思います。

(事務局・深谷)

それでは、資料4をご覧ください。埼玉県では、11月をいじめ撲滅強調月間と設定しております。これを受けまして朝霞市では、1ヶ月前倒しし、10・11月の2ヶ月をいじめ防止月間と設定し、各学校において、いじめ防止のための取組を計画し、実行しております。今年度の各学校におけるいじめ防止月間の計画を、資料4に掲載しております。これは、各学校の取組のうち、一部を抜粋したものでございます。計画について、ご助言がありましたらお願いいたします。以上でございます。

(神田副市長)

はい。この資料を読む中で何か皆さんから気になる点や指摘がありましたら、どうぞ。

高橋課長、先ほど話もありましたが、児童館とかそういうところではこの県のいじめ防止月間の取組の共有とか、情報の連携とかあるんですか。

(高橋課長)

はい。こちらの方はですね、いじめ防止月間という部分で、特に児童館としてやっていることはないんですけども、教育指導課さんと一緒になってまず、広報・SNSで、いじめ防止月間ですと広報している状況がございます。毎月、事務局と社会福祉協議会の方で連絡会っていうのは持つようにしているのですが、その中でやはり児童館で、これまでになかったケースですとか、結構ほんちよう児童館ですと、学校同士の抗争みたいなことを聞いたことがあります。

そういった本当に従来のいじめを少し超えたような、相談事もあったりしまして、やはり事務局職員としましても、そういった部分にも目を光らせていきつつ、声を上げていただかないとわからないっていう部分があります。よく行政では「相談場所を作りましょう」っていうんですけども、子供たちと懇談する機会では、子供たちやはり初見の大人の人には相談できないっていう話をもらったことがありまして、やはりそういった意味におきますと、開かれた児童館という形で、来やすい雰囲気を整えつつ、館長さんや職員の方とお友達になっていただく中で、「実は・・・」っていう打ち明けていただくと、例えばいじめであったり、虐待の場面もあるかと思うんですけども、子供たちの悩みに寄り添うことができるよねということで、児童館も福祉的な心を持って運営はしていきたいと、現在進めているというところでございます。

(神田副市長)

そうやって学校以外の受け皿の一つとしての機能をしっかり果たしてもらいたいという観点と、県を挙げてのいじめ防止月間っていうような啓発についても同じような歩調でどんどん見える化した子供たちに対するメッセージもお願いしたいというところが私からの意見です。ほかに何かありますか。

(奥村委員)

はい。私、人権擁護委員をしております、今日も午後から十小の花植えがありまして学校に行っています。その中で私たちがやっている仕事の中で、「SOSミニレター」各学校で子供たちにこういう用紙がありまして、それを学校の方に置いてもらって、それで年に数回、私達埼玉県の人権擁護委員、西部地区のものなんですけど、集まりまして、ミニレターに一つ一つ返事を書いてるんです。それは本当に、お手紙くれるのは小学校が多いんですけど、本当に小さな友達とのいざこざとかで、すごい嫌な思いしてるけど

どうしたらいいか、本当にそういうお手紙に対して1つ1つ、「すぐ相談できる人がいるの？」とかそういうアドバイスをしてるんですけど、それが小さい芽を見つける一つと思うんですね。

ですのでこのSOSミニレターを学校のわかるところに置いて欲しいなっていうのは、今アピールしておきたいです。令和になってから、お手紙の件数がすごく減ってきて、おそらくコロナの時期から手紙来るのはすごい少なくなってるんですけど、その前は結構きていて、私達が朝9時から行って、来ている手紙を1人10件ぐらいを20人ほどで対応するんですけど、それくらい多く来てるんですね。ですので、子供のわかるところに置いて欲しいなっていうのはすごく思います。よろしくをお願いします。

(神田副市長)

どうぞ。

(原口委員)

置いています。前の中学校にも出させていただいてそれでご対応いただきました。ありがとうございます。本当にそれによってあの子供が何人も救えたという成果がありますので。

(奥村委員)

中学校は無理かもしれないんですけど小学生だったら、そういうのに書いてくれるというのはすごく感じてます。

(神田副市長)

この西部地区の人権擁護委員会に関してはもう長いこと人権の花や人権の作文や、もう繰り返し繰り返し連携しています。だから人権問題は、いじめ問題を「いじめ」なんていう言葉にしていますけどそれはもう暴力犯罪であって、人を侵す人権の問題そのものですからね。

だからそれを繰り返し繰り返しやっていくっていうのが地道な作業の一つですから、そういった意味では人権擁護委員の皆さんの活躍も含めて、更にはもうそこだけに留まらずというところがテーマになってきましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

他に何かありますか。

(原口委員)

失礼します。いじめ等もやはり非常に複雑になってきていて、対応はしているのですが、家庭対家庭、家庭対学校が発生してしまいます。

スクールロイヤーを導入していることも他市ではあるようです。これは予算が絡んでしまうので、難しいのかなとは思いますが、なかなか我々の踏み込めないようなところ、法律的なところで判断しなければならない事案が出てきているのは事実なのかなと。機会があれば検討していただければ幸いかなと思っています。

それはやはり予算等が絡むので非常にハードルが高いことは百も承知なのですが、ただそれだけもう非常にいろんな問題が複雑化しすぎて、我々だけで対応出来る範囲を超えてしまっています。あえて超えようとしている家庭もたくさんいるのは事実なので、そういう意味では、一石を投じていただければありがたいなっていうのは、現場からの思ひです。もちろんそうならないよう、面倒を見ていくというのは前提の上ですが、よろしくお願ひします。

(神田副市長)

はい。大事な視点ですね。行政のどの分野においても、特に福祉であったり、消費生活はかなり前からありますが、市民の直接権利に関するところで、専門家の見解を、専門家が判断するわけじゃないですけども、見解をもらう・相談する機会を作るというのは大事な視点だと思います。行政の人間を私としてもしっかり受けております。

他に何か全体を通してあれば。よろしいですか。

予定された以上に、いろんな話を私の方からも差し上げてしまいましたけれども、委員の皆さんからも、率直に言葉をいただいたりして非常にありがたいなと思うところです。

こういう機会を有意義に生かさないとはいけませんし、何かあったときに、膝詰めで話しなきゃいけないと思っておりますので、引き続きお願いしたいと思います。

それでは与えられた議題は以上としたいと思います。事務局の方から整理してください。

(事務局・遊馬)

様々な立場からご意見いただきましてありがとうございます。以上をもちまして、令和6年度第1回いじめ問題対策協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。